

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「、保健部及びこども部」を「及びこども・保健部」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。